



Unverified List(UVL:未検証エンドユーザーリスト)に関するご案内とお願いについて

2019.06.18 発行

## UVL に関するご案内とお願い

平素は、安全保障輸出管理の運営についてご支援・ご協力を賜り、有難うございます。

この度、米国商務省 BIS(産業安全保障局)が、2019年4月11日付で、Unverified List(UVL:未検証エンドユーザーリスト)を公表し、本学の学术交流(共同研究あるいはダブルディグリーなど)の提携先大学が掲載されている事実が、明らかになりました。(資料1:p-14612)

UVLに指定されると、米国の輸出管理規則(EAR)により所定の制約を受けることとなります。(資料2)即ち、本学の教職員・学生(留学生・研究生を含む)が、UVLの相手先に対し、貨物の輸出・技術の提供(輸出等)を行うにあたり、「米国製あるいは米国由来の貨物・技術」に該当する場合には、所定の手続きを行うことが必要になりますので、輸出許可要否の確認手続きが必要になった際には、当部門までお問合せください。

従いまして、UVLとの交流をすすめるに当たり、あらためて関係者の状況および輸出等の有無について再確認ならびにご指導を賜りますようお願い方々ご案内申し上げます。

資料1. Federal Register/Vol.84, No.70/Thursday, April 11, 2019/ Rules and Regulations  
p-14608~14614  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-04-11/pdf/2019-07211.pdf>

資料2. 米国商務省 BIS の Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)の概要と留意点  
2019年4月26日 CISTEC 事務局  
[http://www.cistec.or.jp/service/uschina/01\\_Unverified%20List\\_kaisetu190426.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/uschina/01_Unverified%20List_kaisetu190426.pdf)